⑶　その他有価証券
①　時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②　時価のないもの
移動平均法による原価法

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法
個別法による低価法

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外国通貨及び外貨建金銭債権債務は、期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成25年３月末利回りを参考に0.560％で計算しております。

９．リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっており、リース料総額及び期末現在における未経過リース料から、これらに含まれている利息相当額の合理的な見積り額を控除しない方法によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

11．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報
災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平24法76）第３条の規定に基づき、平成24年９月15日から石炭開発及び地熱開発に係る事業を行うこととなったため、石油天然ガス勘定を石油天然ガス等勘定に、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定を投融資等・金属鉱産物備蓄勘定に名称を変更しております。

Ⅱ．注記事項

１．貸借対照表関係

⑴　引当外賞与の見積額	248,233,020円
⑵　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	7,519,928,001円
⑶　債務保証の額	614,234,370,873円

２．損益計算書関係

⑴　雑損
雑損には、金属資源の探鉱に係る海外企業との共同調査実施契約における契約者としての地位を本邦企業へ譲渡したことによる売却益の一部を国庫納付した額が含まれております。

⑵　雑益
雑益には、金属資源の探鉱に係る海外企業との共同調査実施契約における契約者としての地位を本邦企業へ譲渡したことによる売却益が含まれております。

⑶　固定資産売却損　機械装置　5,780,349円　車両運搬具　157,246円
工具器具備品　2,448,031円

⑷　固定資産除却損　建物　1,531,905円　構築物　6,804,689円
機械装置　45,728,223円　工具器具備品　1,761,968円
特許権　2,175,506円

⑸　固定資産売却益　建物　13,000円　構築物　105,203円
機械装置　8,441,235円　車両運搬具　2,314,331円
工具器具備品　127,410円

３．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	112,428,228,055円
定期預金	－107,602,413,030円
資金期末残高	4,825,815,025円

⑵　重要な非資金取引
ファイナンス・リースによる資産の取得
工具器具備品　361,059,630円

４．行政サービス実施コスト計算書関係

⑴　引当外退職給付増加見積額には国等からの出向職員に係るものが39,210,775円含まれており、期末在職出向職員に係る自己都合要支給額を基礎として算定しております。

⑵　金属鉱業鉱害防止積立金勘定は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第７条の規定に基づき、採掘権者又は租鉱権者が積み立てた鉱害防止積立金の受入れ、その管理・運用及び払渡しを行う勘定であり、当勘定では国民の負担に帰せられるコストは発生しないことから、行政サービス実施コスト計算書への計上はしておりません。

⑶　金属鉱業鉱害防止事業基金勘定は金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条及び第13条の規定に基づき、採掘権者又は租鉱権者より鉱害防止事業基金拠出金を受入れ、その管理・運用を行うと共に、鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関に対し、運用で得る収入の範囲内でその費用の支払いを行う勘定であり、当勘定では国民の負担に帰せられるコストは発生しないことから、行政サービス実施コスト計算書への計上はしておりません。

５．リース取引関係

ファイナンス・リース取引における未経過リース料

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	216,241,125円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	284,683,309円
計	500,924,434円

重要性がないため貸借対照表上、短期と長期を区別しておりません。

６．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項
１）金融商品に対する取組方針
当法人は、貸付事業及び出資事業などの資金供給業務を実施しております。これらの業務を実施するため、政府からの出資金並びに財政融資資金及び金融機関からの借入により資金を調達しております。
２）金融商品の内容及びそのリスク
当法人が保有する金融資産は、主として国内外の法人等に対する貸付金等であり、貸付先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的及び政策推進目的で保有しております。これらは、それぞれ、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
借入金は、一定の環境の下で当法人が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。